

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を令和九年度分の個人県民税まで延長することとした。
- (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を令和八年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和八年度分の個人県民税まで延長することとした。

2 不動産取得税関係

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (3) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (4) 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額

の減額措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。

(5) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置を廃止することとした。

3 自動車税関係

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割の課税免除の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (2) 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得した自家用の乗用車に係る環境性能割の税率の特例措置を廃止することとした。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (4) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長することとした。
- (6) 車両総重量が八トンを超える一定のトラック（被けん引自動車を除く。）及び(8)において同じ。）のうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、通常の取得価額から三百五十万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (7) 車両総重量が八トンを超える一定のトラックのうち、側方衝突警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものに係る環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和六年四月三十日まで延長することとした。

(8) 一定の乗用車、バス又は車両総重量が三・五トンを超える一定のトラックのうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、通常の取得価額から百七十五万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

(ア) 令和五年度から令和七年度までの間に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の七十五を軽減する特例措置を講ずる。

(イ) 令和五年度及び令和六年度に初回新規登録を受けた一定の自動車について、当該登録の翌年度分の税率の概ね百分の五十を軽減する特例措置を講ずる。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）、一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について、税率の概ね百分の十五（バス及びトラックについては概ね百分の十）を重課する特例措置を講ずる。

(ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成二十五年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成二十七年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日等

- (1) 令和五年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例

1 事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税

(1) 不均一課税の対象となる施設又は設備から、過疎地域において事業の用に供される施設又は設備を除外することとした。

(2) 特別償却設備を新設し、又は増設した者について課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率の特例措置の適用期限を、令和七年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。

◇地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する
条例

1 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の同意の期限を令和七年三月三十一日まで二年延長し、当該課税免除の対象となる施設の設置の期限を令和七年三月三十一日までとすることとした。

2 施行期日

令和五年四月一日から施行することとした。